

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 30 年 3 月 29 日（木）午後 1 時 30 分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3 階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の副会長でございました大阪市社会事業施設協議会会長の中田浩様が 3 月 17 日にお亡くなりになりました。ここで、ご冥福をお祈り申しあげ、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

（黙 祷）

お直りください。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数 7 名以上 32 名以内、現在員数 32 名、本日の出席者 29 名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第 15 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

資料 1、平成 29 年度補正予算（案）の資料でございます。資料 2、大阪市地域福祉活動推進計画の策定（案）ですが、パワーポイントを用いてご説明いたしますので、スライド資料を追加で配付しています。資料 3、地域こども支援ネットワーク事業の実施（案）につきましても、パワーポイントでご説明いたしますので、スライド資料を添付しています。資料 4、平成 30 年度事業計画及び予算（案）の資料でございます。資料 5、定款の一部変更（案）の資料でございます。議案に係る資料は以上でございます。報告事項等としまして、資料 6 の中期経営計画の進捗状況に係る資料、資料 7 の諸規則等の一部改正の資料、法人説明会開催チラシ、平成 30 年度の予定一覧を配付しています。最後、乾会長からの情報提供として第 14 回区民フォーラムの開催報告、弘治地区社協だより「ふれあい弘治」を配付しています。

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

乾 会 長 （あいさつ）

司 会 ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第 15 条第 1 項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会会長の吉川評議員をお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社会福祉協議会の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により 2 名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただ

吉川議長 て、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、都島区社会福祉協議会会長の前田評議員と、毎日新聞大阪社会事業団常務理事の和田評議員にお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

<第1号議案> 平成29年度補正予算(案)について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 平成29年度補正予算(案)について、事務局から説明してください。

古賀課長 経営計画担当課長の古賀でございます。

第1号議案、平成29年度補正予算(案)につきまして、ご説明申しあげます。

お手元の資料「平成29年度2次補正予算(案)」の1頁をご覧ください。

今回は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業において、全国社会福祉協議会から示されました会計処理の見直しに伴う補正につきまして、お諮りするものでございます。

収入及び支出の勘定科目を変更いたしますが、それぞれ同額の補正となりますため、当期資金収支差額及び当期末支払資金残高に増減はございません。

「収支予算書総括表」及び「サービス区分収支予算書」につきましては2頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、平成29年度補正予算(案)についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひ申しあげます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

<第2号議案> 大阪市地域福祉活動推進計画の策定(案)について

吉川議長 続きまして、第2号議案の大阪市地域福祉活動推進計画の策定(案)について、事務局から説明してください。

新垣課長 地域福祉課長の新垣でございます。

第2号議案 大阪市地域福祉活動推進計画の策定(案)につきまして、ご説明申しあげます。時間の関係上、ポイントを絞らせていただきますことをご了承ください。

説明用にパワーポイントを用意しておりますが、その前に、この計画の策定に至る背景等についてご説明いたします。お配りしております資料2の計画の表紙をめくると、目次がございます。計画は全4章ですが、策定に至る背景等は第2章にあたりますので、11頁をお開き願えますでしょうか。要約してご説明いたします。

本会では、平成16年に「大阪市地域福祉活動計画」を策定し、平成21年には「第2期・大阪市地域福祉活動計画」を、さらに平成25年には「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を策定いたしました。

その後も、例えば 8050 問題、ひとり暮らし高齢者の増加、こどもの貧困の問題など、生活課題は変化しています。このような状況を踏まえ、最初の「地域福祉活動計画」から始まるこれまでの取組みを体系的に整理して、今回新たな計画を策定することとなった次第でございます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。上半分にあります策定趣旨を要約しますと、地域住民などが地域福祉推進の取組みを進めるうえでの視点を再確認し、これからの展開を提案するということがまず 1 点目です。そして、「大阪市地域福祉基本計画」とも理念や方向性を共有し、連携するということが 2 点目です。また、各区社協の意見も取り入れるなどして策定しており、計画の期間は 3 年間としております。

次のスライドをご覧ください。計画は全 4 章としております。第 1 章は、歴史的な経過を振り返るとともに、近年の状況をまとめている部分でございますので、また後ほどお読みいただければと思います。第 2 章につきましては策定趣旨等で、先ほど冒頭でご説明した部分でございます。

第 3 章につきましては、次のスライドをご覧ください。ここでは、下半分に書いています「6 つの大切な視点」についての確認と、現在置かれている状況、これから目指すべき方向性についてまとめました。ここで掲げる基本理念は、平成 25 年度に策定しました「大切な視点」を継承するものです。さらに、この章では各区における実践事例を掲載しており、多くの事例が複合的な視点により実践されていることを確認しています。

次のスライドに移ります。第 4 章では、重点目標を掲げた、この計画の中心的部分でございます。地域生活課題の複雑化に伴い、現在はあらゆる分野の参画と協働が必要です。住民や団体同士がつながり、地域の中で話し合う場を通して、解決に向けての取組みも必要です。これらを踏まえまして、地域福祉推進に向けた民間活動が今後取り組むこととして、このように 3 つの重点目標を提案しております。

次のスライドです。重点目標 1 のキーワードは「担い手」です。1 番目にありますのは、今各区で広がりつつある、電球の交換や植木の手入れなどを行う住民相互の助け合い活動などの支援です。3 番目にありますのは社会福祉法人が取り組む公益的な活動の支援です。

次のスライドです。重点目標 2 のキーワードは「居場所」です。1 番目にありますのは、この後の議案でご説明します、「地域子ども支援ネットワーク事業」も含む、多様な形態の居場所づくり支援です。3 番目にありますのは、ボランティア活動振興基金等を活用した居場所づくりへの助成です。

次のスライドです。目標 3 のキーワードは「見守り」です。1 番目にありますのは、相談支援体制を充実させる取組みです。3 番目にありますのは、各区社協で取り組んでいる見守り相談室に代表される、要援護者を見守るしくみの機能強化への支援です。

本会としましては、これらの重点目標を計画的に推進し、福祉課題や実践の可視化・発信に取り組んでいくことなども書き込んでおります。

以上がこの計画の概要でございます。ご承認いただけましたら、製本し、理事・監事の皆さま、そして区社協等の関係先へ配付し、今後の事業展開に活かしてまいります。

最後のスライドに移ります。今回の計画と併せて策定を進めている「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」がこの 3 種類です。これは、さまざまな活動者が、

新垣課長 活動を進めるうえでの手引き書として活用いただくことを目的としています。今月末には、本会ホームページに掲載する予定にしておりますので、またご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、大阪市地域福祉活動推進計画の策定（案）につきまして、ご説明いたしました。今後、市社協や区社協が関わっていく会議等様々な機会を利用しまして、この計画とガイドブックの周知及び理解に努め、活動の実践を進めていきたいと考えておりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 地域子ども支援ネットワーク事業の実施（案）について

吉川議長 続きまして、第3号議案の地域子ども支援ネットワーク事業の実施（案）について、事務局から説明してください。

中川部長 第3号議案「地域子ども支援ネットワーク事業の実施」（案）について、私の方からご説明申しあげます。引き続き前方のスクリーンを使わせていただきますが、お手元にも資料3としてお届けしております。

資料をご覧の場合は、1頁をお開きください。先ほど第2号議案で、大阪市地域福祉活動推進計画について、ご審議いただきましたが、計画の重点目標の2には、「人々が集い・つながる場、居場所を拓げること」を掲げております。新しい事業は、この「居場所づくり」の取組みのひとつとして、特に「こどもの居場所」にスポットをあて、取り組んでまいりたいと考えております。

資料をご覧の場合は、2頁をお開きください。「こどもの居場所」の必要性につきましては、こどもが一人で過ごす時間が非常に長くなっていること、孤食の問題、経済的な問題など、こどもを取り巻く環境は非常に厳しい状況になってきており、これらのことが社会的孤立の状態につながっている背景があげられます。

地域の中では、多様な形態での、こどもの居場所が増えつつあります。各区社協の協力を得て調べた結果、現在このような取組みは、市内で約130～140箇所ぐらいい展開されていると把握しております。

資料をご覧の場合は、3頁をご覧ください。事業の目的でございますが、地域が一体となって、こどもの食に関する支援、学習支援をはじめ、こどもが身近に気軽に行くことができる居場所づくりなどの取組みを推進し、地域で子どもを育む機運の醸成を図ることを目的としております。

資料をご覧の場合は、4頁をご覧ください。事業の実施主体は、大阪市社協で、事業開始は、平成30年4月1日でございます。事業内容は、活動団体の情報発信や共有の場づくりをはじめとする、こども支援に対する取組みでございますが、具体的な事業につきましては、後程ご説明申しあげます。実施体制でございますが、主管課は、ボランティア・市民活動センターとして実施いたします。ボランティア・市民活動センターでは、2年前から「地域子ども支援団体連絡会」を開催し、約80か所の活動団体が参画して、活動団体同士の、情報発信・情報共有を図ってきております。この、つながり、盛りあがりを、新しい事業につなげていき

中川部長

たいと考えております。事業予算は、本会の自主財源に加え、大阪市からの補助金、そして社会福祉法人など幅広い参画・協力をお願いしてまいりたいと考えてございまして、単年度で1200万円を計上しております。

資料をご覧の場合、5頁をご覧ください。事業の全体像でございます。社会全体で子どもを支えるという趣旨から、本会だけでこの事業を実施するのではなく、社会福祉施設、企業などの支援団体、実際に、支援の活動をされている団体等、たくさんの方にご参画いただきたいと存じます。「地域子ども支援ネットワーク事業運営協議会」を組織して、事業の実施内容や課題の共有、事業の進め方、また新しい取組みなど、協議会で検討し、進めていくこととしております。協議会の事務局は、本会が担います。

資料をご覧の場合は、6頁をご覧ください。実際に実施する主な具体事業でございます。①活動団体同士の、情報発信・情報共有の場づくり、②活動団体の支援・活動者の育成・支援、③支援活動の広報・啓発、④こういった活動を支援していただける企業等の発掘や支援内容の発信、⑤活動団体に対する支援提供物資等の仲介や調整などをおこなってまいります。新しい活動団体、活動者への支援と併せまして、先ほどご説明申しあげました「地域子ども支援団体連絡会」の拡充も進めてまいりたいと考えております。

資料をご覧の場合は、7頁をご覧ください。今回の事業では、企業と社会福祉施設と社協の連携という新しい取組みも実施します。企業さんからお申し出のあった物資、例えば缶詰、レトルト食品、また、ノートや鉛筆などを本会が受給調整して、活動団体に活用していただきます。保管の拠点として、市内5か所の児童養護施設にご協力をお願いしているところでございます。

繰り返しになりますが、この事業は、本会だけでなく、子どもたちのために社会福祉法人や企業等、多様な団体の参画を得て、市社協の独自事業として推進していく、新規事業でございます。全体の事業説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員

大阪市子どもサポートネット事業がモデル7区で4月から始まる予定で、教育分野の支援、保健福祉分野の支援、地域資源による支援の三位一体で取り組む事業になりますが、今、説明のあった事業は地域資源による支援とも関係のある部分になるかと思いますが、そのあたりは意識して取り組まれる予定なのかどうか教えてください。

中川部長

大阪市で平成28年6月から7月頃に、子どもの生活に関する実態調査が行なわれ、世帯の経済状況や子どもの学習環境による学力への影響度合、ひとり親家庭の経済状況の厳しさ等が明らかになったということで、山田評議員がおっしゃられた新しい事業がモデル7区で取り組まれるということでございます。子どもサポートネット事業はモデル7区で行われますが、私どもの事業は24区全体の活動者を支援するという取組みを行ってまいります。もちろん大阪府が実施する子どもサポートネット事業とも連携し、情報の共有や調整をしながら進めていく必要があると感じています。

山田評議員　　もうひとつ、乾会長はご存じだと思いますが、資料で示されている事業のスキームですが、同様のことを西成でも取り組もうとされているので、連携していただければと思います。

吉川議長　　ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。
（異議なし）
異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

＜第4号議案＞ 平成30年度事業計画及び予算（案）について

吉川議長　　続きまして、第4号議案「平成30年度事業計画及び予算（案）」について、事務局から説明してください。

新垣課長　　第4号議案 平成30年度事業計画及び予算（案）につきまして、ご説明申し上げます。資料4「平成30年度事業計画及び予算（案）」の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。

わが国においては、人口減少による超高齢・少子社会のさらなる進展や都市部における住環境の変化に伴い、住民同士のつながりの希薄化が進み、子育てや介護をめぐる問題、児童・高齢者の虐待問題、社会的孤立、生活困窮、子どもの貧困問題など、多様化・複雑化そして深刻化した福祉課題や生活課題が山積しております。これらの課題に対応していくために、従来の福祉の枠組みを超えた横断的な取組みが求められています。

本会におきましては、今までの地域福祉活動の実践を継承しながら、さらに地域福祉を推進するため、区社協や社会福祉施設、福祉活動実践者、学識経験者等の幅広い参画を得まして、大阪市地域福祉活動推進委員会で検討を重ね、「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定いたしました。「大阪市地域福祉基本計画」とも地域福祉推進の理念や方向性を共有し、地域生活課題の解決に向けて取り組むとともに、計画推進の具体的な方策や手法をまとめた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」によりまして、実践的な取組みについてもお示してまいります。

さらに、地域におきましては、こども食堂や学習支援など、住民の皆さんや多様な方々による取組みが芽生えておりますが、本会では社会全体でこどもを支えるネットワークの構築を目的とし、他の社会福祉法人や社会福祉関係団体、企業やNPOなどと協働し、新たに「地域こども支援ネットワーク事業」を実施し、主体的に取り組んでまいります。

また、成年後見制度の利用促進に向けた取組み強化等を目的とし、関係団体はもとより、広く地域住民の皆さんに対して制度を周知し、本制度を支える重要な位置づけである市民後見人の養成に一層努めますとともに、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を含めた権利擁護事業の一体的な運営を図り、専門的な支援を効果的に展開してまいります。

地域で暮らす住民の皆さんの厚い信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさと福祉によるまちづくり」の実現をめざしまして、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、ボランティア、NPO、企業などの皆さんと協働しながら社協事業を進め、地域福祉を一層推進してまいります。

新垣課長

続きまして、2頁の「Ⅱの平成30年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。新規取組みとしまして、先ほど第3号議案及び第4号議案でご承認いただきました、「1 『大阪市地域福祉活動推進計画』の推進」、「2 地域こども支援ネットワーク事業の実施」に取り組んでまいります。その他、法改正への対応や、受託内容に変更があった事業など、主な内容につきましてご説明いたします。では、3頁をご覧ください。

3頁「3 権利擁護に関する取組みの推進」につきましては、総合的な権利擁護の支援に関する仕組みづくりの推進に向け「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」の両事業の連携を一層強化してまいります。特に、判断能力が不十分な方を支える重要な手段である成年後見制度につきましては、新たに、「協議会」事務局の運営を担い、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援、親族後見人支援などに取り組み、関係団体との連携のもと、権利擁護の推進にさらに努めてまいります。

4頁「4 社会福祉法人制度改革への対応」(1)「組織の透明性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施」につきましては、引き続き、会計監査人との連携による業務改善に取り組み、住民の皆さまや関係機関等からご信頼をいただけるよう、努めてまいります。

次に、「5 地域生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援」の5頁部分(4)「介護予防ポイント事業」につきましては、平成27年度から開始され、市内在住の65歳以上の方を対象に、生きがいくくりや介護予防の機会としておりますが、次年度からは、新たに保育分野にも拡充し、より多くの方が活動に参加できるよう、事業の周知に努めてまいります。

同じく5頁の「6 相談支援体制の充実」(1)「地域包括支援センター連絡調整事業の推進」でございますが、「認知症高齢者相談支援サポート事業」を統合し、増え続ける認知症の方の理解者となる、認知症サポーター養成講座の講師養成や、家族介護者の支援に取り組んでまいります。

6頁の(2)「おおさか介護サービス相談センター事業の推進」、(5)「休日夜間福祉電話相談事業の推進」、「7 中立・公正な立場にたった事業の展開、介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」の3事業でございますが、公募により3年間の受託が決定しましたので、引きつづき事業に取り組んでまいります。

7頁の「8 ボランティア・市民活動の推進・強化」、「9 広報啓発活動の充実」、8頁「10 福祉人材の養成及び情報の発信」、9頁「11 福祉関係機関、団体との連絡協調」についても、内容の充実を図りながら引きつづき取り組んでまいります。

以上、平成30年度事業計画（案）について、ご説明申しあげました。

古賀課長

続きまして、平成30年度予算（案）についてご説明申しあげます。10頁の「平成30年度当初予算（案）」「1 法人全体の状況」につきまして、パワーポイントを用いてご説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

法人全体の収入額ですが、「30年度予算」の最上段、事業活動収入が45億2,808万3千円、その2段下、その他の活動収入が3億9,686万3千円で、合計しますと49億2,494万6千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、2億2,762万円の増となっております。

次に支出の部ですが、最上段、事業活動支出が46億8,986万4千円、その2段

古賀課長

下、その他の活動支出が 2 億 7,219 万 5 千円、その下、予備費支出が 310 万円で、合計しますと 49 億 6,515 万 9 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1 億 7,597 万円の増となっております。

その主な要因は、地域子ども支援ネットワーク事業の新規実施に伴う増、生活支援体制整備事業等の実施に伴う区社協への出向職員数の増、後程ご説明いたしますボランティア活動振興基金における市への返還等によるものでございます。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス 4,021 万 3 千円となります。年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は 0 円となり、収入に見合った支出を計上しております。一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額はマイナス 4,021 万 3 千円となりますが、それぞれの事業計画に基づいた予算編成となっております。

それでは、あらためてボランティア活動振興基金についてご説明いたします。お手元に資料はございませんが、引き続きスクリーンをご覧ください。

平成 27 年度から、多様化する地域福祉課題に対応するため、従来、基金の運用益のみで事業を実施していましたが、原資の取り崩しによる積極的な事業展開を可能とするなど、その仕組みと基金規模を含めて再構築いたしました。基金規模を約 14 億 4,600 万円とし、再構築後の 7 億 3,500 万円のうち 5 億円は、平成 27 年 5 月 28 日開催の理事会・評議員会にてご承認をいただき、平成 27 年 11 月に大阪市へ返還しております。残額 2 億 3,500 万円は、本日お諮りしたうえで取崩し返還いたします。基金につきましては、より積極的な事業の展開が可能となり、具体的には、平成 26 年度の助成実績、約 1,600 万円に比べ、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で、年間約 5,100 万円、延べ助成団体数 1,681 団体、総額約 1 億 5,400 万円を助成しています。また、助成分野につきましても、地域子ども支援ネットワーク事業と関わりの深いこども食堂への助成のほか、居場所づくり・東日本大震災避難者支援・傾聴ボランティアなど、多様な分野で活動されている様々な団体に助成しています。

次に、資料 11 頁の「2 収入の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

受託金収入は、介護保険制度改正に伴い更新申請時の要介護（要支援）認定に係る有効期間が延長されたことから、調査依頼件数が減少する見込みのため、前年度比約 4,900 万円の減となります。負担金収入は、区社協出向職員数の増に伴い、人件費及び給与計算業務等の負担金が増加するため、前年度比約 4,600 万円の増となります。基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金における助成及び返還に伴う取崩しにより、前年度比 2 億 3,900 万円の増となります。

続いて、資料 12 頁の「3 支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。事業費支出は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について貸付事業支出から事業費支出へ科目変更等により、前年度比約 4,000 万円の増となります。その他の活動による支出は、先ほどご説明した理由により、2 億 3,500 万円の増となります。

次に、資料 13 頁の「事業別予算額の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。まず、新規事業実施のため、1,200 万円を計上しております。要介護認定訪問調査事業は、先ほどご説明した理由により、前年度比 3,900 万円の減となります。

古賀課長 次に、相談支援サポートセンター事業で区分していましたが事業の再編についてご説明いたします。まず、権利擁護相談支援サポートセンター事業は、成年後見支援センター事業に名称を変更いたします。つぎに、休日夜間福祉電話相談事業については、新たに単独のサービス区分を設け再編いたします。最後に、認知症高齢者相談支援サポート事業は、包括支援センター連絡調整事業と事業統合したうえで、名称を「地域」包括支援センター連絡調整事業に変更し、一体的に事業実施いたします。その結果、成年後見支援センター事業では前年度比約 1,600 万円の減、地域包括支援センター連絡調整事業では前年度比約 1,000 万円の増となります。枠組みの組み替えにより増減はございますが、全体として大きな変化はございません。

市社協から区社協へ出向している職員の人件費を会計処理しております職員費調整事業は、生活支援コーディネーターなど区社協出向職員数の増加により、前年度約比 4,800 万円の増となります。ボランティア活動振興基金事業は、前年度比約 2 億 3,400 万円の増となります。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、2 年間の事業実施実績から貸付件数の減が見込まれるため、前年度比 4,000 万円の減となります。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては 14 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、平成 30 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

吉田評議員 先ほど説明がありましたが、今年度は基金の取り崩しが前年度より増えていますよね。これは大阪市へ返すのですか。

古賀課長 大阪市への返還分が 2 億 3500 万円の他に、ボランティアへの助成ということで予算を組んでおります。

吉田評議員 ということは、普通の会社の会計でいえば赤字という解釈でいいのですか。

古賀課長 赤字というのではなく、元々あったものを取り崩して地域福祉のために有効活用するというところでございます。

吉田評議員 有効活用していただくのはいいのですが、私が言いたいのは、基金を取り崩すことで、市社協の資産が毎年目減りしていくのかどうかということです。

西嶋常務 吉田評議員がおっしゃるように、基金を取り崩すと資産が目減りするというのは事実でございます。基金は寄附や大阪市からの交付をいただいて 21 億程度あり、果実だけで助成してございましたが、今の利息ですから 1000 万～2000 万程度しか使えず、ボランティア振興のためには枠組みを変える必要があるということで大阪市とも協議をしまして再構築し、目減りはしていくけれども助成を増やしてきたところでございます。10 年、20 年くらいかけて基金は無くなっていきますが、市社協としては果実だけで運用しなさいという大阪市からの縛りを外して、有効に活用できていると考えています。

吉田評議員 結構でございます。他の法人ですが、こういう基金をあてにして取り崩し続けて運用に支障をきたしているということも聞いているものですから、そういう懸念から聞きました。それと関連して、次年度の利息が100万円くらい減っているのは基金の原資が少なくなったからという解釈でいいのですか。

古賀課長 そのとおりでございます。

山田評議員 また後ほど、職員就業規則の一部改正のところでも説明があるかと思いますが、正規職員と嘱託職員の割合を教えてください。

真鍋課長 正規職員は3月1日現在で412名でございます。その他の職員を含めた全体数が980名程度ですので、正規職員以上に常勤嘱託や非常勤職員が占めているという人員構成になっております。

山田評議員 半分程度が嘱託職員ということですね。ある事業で嘱託職員の公募されていたのを見ましたが、非常に安いんです。この人手不足のなか、この金額で公募に手を挙げる方がいらっしゃるのかなと思うぐらいです。そういうところの改善について、給料だけではないと思いますが、中期経営計画のなかでも議論されていると思いますので、後の報告でお聞かせいただければと思います。

吉川議長 ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますのでご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

<第5号議案> 定款の一部変更(案)について

吉川議長 続きまして、第5号議案「定款の一部変更(案)」について、事務局から説明してください。

真鍋課長 総務課長の真鍋でございます。

第5号議案 定款の一部変更(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。

今回は、先ほどご説明いたしました、権利擁護に係る事業の枠組みを変更したこと及び新規事業の実施により、一部変更するものでございます。

それでは、第2条の(事業)をご覧ください。第14号の「権利擁護相談支援サポートセンター事業」を「成年後見支援センター事業」に変更し、第15号の「認知症高齢者相談支援サポート事業」を削除いたします。さらに、第19号に「地域こども支援ネットワーク事業」を追記いたします。

以上、定款の一部変更(案)についてご説明いたしました。よろしく願い申し上げます。

吉川議長 ただ今の説明に、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますのでご承認いただけますか。

(異議なし)

吉川議長

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。予定の議案は以上ですが、報告事項について事務局から一括して説明してください。

古賀課長

中期経営計画の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料6「大阪市社会福祉協議会中期経営計画実施状況一覧」をご覧ください。「中期経営計画」につきましては、地域福祉を推進する本会が、主体的に事業に取り組み、組織基盤の強化を図るために、平成26年度から30年度の5年間を取り組み期間とし、行動指針を策定したものでございます。

本計画では、課題を、①「重点項目」、②「中立・公正な立場にたった事業の展開」、③「組織基盤の強化」の3つに分類し取り組みを進めてまいりました。資料の、左肩上部に取り組み分類を示し、色つきのところには「実施項目」、次に「H26～29年度の成果目標」、そして「その実施内容」、そして「達成度」、最後黄色い帯のところは、計画の最終年度を迎えるにあたり、4年間の取り組みを振り返り、現状に応じてどのような方向性及び成果指標を定めていくかを項目ごとに記載しております。目標達成度につきましては、各課から取り組み結果報告を受け、総務課で検証し、「◎100%達成、○80%以上、△、一部のみ達成、×は未実施」と評価しております。

それでは、取り組み状況をご報告いたします。まず、1頁をご覧ください。区社協への支援につきましては、おおむね順調に進んでまいりました、平成30年度につきましても、区社協をしっかりと支援して参ります。

次に、7頁をご覧ください。「NPO・ボランティア活動推進の支援」でありますが、平成28年度以降は、当初とは異なる目標となっておりますが、その理由としましては、記載しましたように、大阪市からの事業受託の内容が変更となったためでございます。以降は、取り組みが不十分で、△×となった項目を中心に報告いたしますが、膨大な資料となりますので、詳細につきましては、後ほどお目通しを願います。

では、戻りまして3頁をご覧ください。下段の「法人後見の育成及び支援」につきましては、4年間の相談支援の現状に応じ、相施設からの制度利用相談はあるものの、団体育成の申し出はないため、相談支援団体数のみを成果指標といたしました。

次に8頁をご覧ください。中段、「メンタルヘルス対策の推進」でありますが、福祉現場で働く方への支援の一環としまして、最終年度は周知活動を強化して出張相談先の増加に向け、しっかりと取り組んでまいります。

9頁をご覧ください。上段、「災害発生時の組織体制の強化」でありますが、平成26年度から3年間はマニュアル作成に取り組みましたが、平成29年度には24区社協と合同訓練を実施いたしました。最終年度につきましても、災害への備えを強化してまいります。

ついで、12頁中段の「OJTの強化」につきましては、職員研修をより実のあるものしていくため、マニュアルを完成させ、計画的に取り組みを進めてまいります。

13頁、「賛助会員の加入促進」につきましては、施設協議会加盟施設のご協力を得まして、団体会員数は目標に達しました。しかしながら、個人会員は目標値への到達は困難となっております、引きつづき会費使途を明確にした加入PRに努めてまいります。

ついで、14頁、「自主財源確保に向けた取り組みの推進」でございます。公募事業に積極的に応募し、事業受託を進めてまいりましたが、今後とも同様に取り組みを進

古賀課長

めてまいります。

最後に、15 頁の下段、「組織の透明性確保等への取組み」でございますが、コンプライアンス委員会の開催が未実施でございますので、社会福祉法人の透明性がより求められておりますので、開催をしております。

このように、4 年間に渡り、取り組みました結果のご報告と最終年度の目標をお示ししておりますが、平成 30 年度は不十分な点を中心に取組み、平成 30 年度の事業報告時に改めまして最終取組結果をご報告申し上げます。以上、「中期経営計画」の進捗状況のご報告でございました。

続きまして、3 月 22 日に開催しました理事会でご承認いただきました、諸規則等の一部改正につきまして、ご報告申し上げます。

資料 7-1「事務局規程」、次の資料 7-2「経理規程」の一部改正につきましては、事業計画等でご説明しましたが、主には、権利擁護に関する取り組みの強化を目的とした事業の枠組みの見直し及び新規事業である地域こども支援ネットワーク事業の実施により、事務分掌やサービス区分等を見直します。

続きまして、資料 7-3「職員就業規則等」の一部改正の 1 頁をご覧ください。主な改正点といたしましては、育児・介護休業法に基づくもの、事業名称の変更によるものでございます。主な改正内容ですが、子の看護休暇、介護休暇の取得要件を追記し、2 頁、育児休業の申し出期間を変更します。また、育児時間に関する規定、欠勤に関する規定、3 頁、個人情報第三者提供及び共同利用に関する規定を、それぞれの右欄に記載の就業規則に追記いたします。就業規則等の改正につきましては、4 頁以降に全文を添付しております。

最後、資料 7-4「給与規則」の一部改正、1 頁をご覧ください。主な改正といたしましては、第 9 条ですが、扶養親族の考え方を変更するものです。

改正日につきましては、全て平成 30 年 4 月 1 日でございます。

以上、諸規則等の一部改正のご報告でございました。

真鍋課長

先ほど山田評議員からご質問がございました嘱託職員の人件費に関することや、人件費のみならずどのように人材を確保していくのかということにつきましては、先ほどもご説明しましたとおり、市社協の正規職員が 412 名、嘱託・アルバイトが約 570 名、合わせて約 980 名の職員がいます。安定した事業運営のためには、予算の確保はもちろんのこと、優秀な人材の確保も喫緊の課題であると事務局としても認識しております。今年度から本会で経営計画会議を月に 1 回開催しておりまして、市社協事務局以外に区社協の事務局長も数名参画していただき、そのあたりにつきましても議論を重ねているところでございます。山田評議員からいただきましたご意見もこの会議に反映し、検討してまいりたいと存じます。

古賀課長

それでは最後になりますけれども、法人説明会の開催につきまして、ご報告させていただきます。お手元のチラシをご覧ください。

ここ数年、本会職員の定年退職者が増加しており、積極的な人材確保の取組みとしまして、この度、平成 31 年度の新卒の職員採用に向け、社会福祉士、保健師資格取得見込みの学生等に対して、大阪市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会の理念や事業概要、具体の業務内容等を伝え、本会の職員採用試験周知の機会とするため、「法人説明会」を開催することといたしました。

周知につきましては、各区社協、社会福祉士、保健師を養成している大学及び専

- 古賀課長 門学校、また、本会に関わりのある大学の先生方にご案内しております。
説明会には区社協にもご協力いただくこととなっており、市社協・区社協合同で
取組みを進めております。以上でございます。
- 吉川議長 ご意見・ご質問はありませんか。ご質問がなければ、本日もご審議いただき案件及
び報告事項はすべて終了いたしました。ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。
- 司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
今後の予定でございますが、平成 29 年度事業報告及び決算についてご審議いた
だきます評議員会を平成 30 年 6 月 22 日（水）午後 1 時 30 分から、市立社会福祉
センターで開催いたします。後日、文書にてご案内いたしますので、ご予定いただ
きますよう、よろしく願いいたします。
本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。